

## キャッシュ・バランス方式をベースにした場合の財政の安定に関する事項

### 1. 財政運営に関する事項

- 保険料を計算する際の予定利率の仮定等を慎重に設定。  
(※1) 予定利率等の慎重な設定は、リスクの少ない資産運用にも資する可能性。
- 制度発足当初は早期（例えば3年後）に財政再計算を実施。給付設計や保険料水準等について早期に検証・検討。  
(※2) 確定給付企業年金制度では少なくとも5年ごとに財政再計算を実施することとされており、より短い間隔で財政再計算を実施することも可能。
- 制度発足当初は、次回の財政再計算までに発生する可能性のある財政のマイナス要因等（運用利回りの低迷等）を織り込んで、安全な保険料を設定。  
(※3) 確定給付企業年金制度においても、次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額を保険料に織り込むことが可能となっている。

## 2. 積立（加入時）に関する事項

- キャッシュ・バランス方式の特長として、運用実績が予定利率を下回った場合であっても、指標の実績が見通しを同程度下回れば、利回りに係る積立不足要因は抑制。

(※1) 従来方式では、運用実績と予定利率との乖離は積立不足の要因。

(※2) キャッシュ・バランス方式では、指標の実績が見通しを下回った部分は給付水準が調整される。  
(指標の見通し=予定利率なら、運用実績と指標の実績が同程度であれば、利回りに係る積立不足要因は抑制。)

- 仮想個人勘定に付利する指標について慎重な設定を行う。

(※3) 例えば、指標として、当面は、10年国債の応募者利回りの10年平均、5年平均、1年平均のうち低いものを使用する（さらに、上下限を設定）といった設定も考えられる。

(※4) 指標及び予定利率を慎重に設定した上で、さらに、当面は、運用実績、指標の実績、予定利率の関係に着目して仮想個人勘定残高に付利する率を保守的に定めることも考えられる。（なお、確定給付企業年金制度では、運用実績の参照を可とする規定とはなっていない（公務員の年金独自の設定として検討。））

<例>

- ・ 運用実績 > 指標 > 予定利率 → 指標
- ・ 運用実績 > 予定利率 > 指標 → 指標
- ・ 予定利率 > 指標 > 運用実績 → 指標
- ・ 予定利率 > 運用実績 > 指標 → 指標
- ・ 指標 > 予定利率 > 運用実績 → 予定利率
- ・ 指標 > 運用実績 > 予定利率 → 予定利率

### 3. 給付（受給時）に関する事項

○ キャッシュ・バランス方式の特長として、一定の条件のもとで、指標の変動に伴い受給者の給付水準を調整する仕組みが導入しやすい。

○ 年金額計算の基礎となる予定利率を慎重に設定することで、利回りに係る積立不足要因を抑制。

（※1）確定給付企業年金制度では、年金額計算の基礎となる予定利率は下限予定利率（10年国債の応募者利回り5年平均と1年平均の低い率）以上とされており、給付段階においては指標の変動に伴う給付水準調整も指標が下限予定利率を上回る場合に限られるなど一定の規制が設けられているが、追加拠出の可能性の抑制が強く求められる公務員の年金では、そうした規制を設けないことも検討。

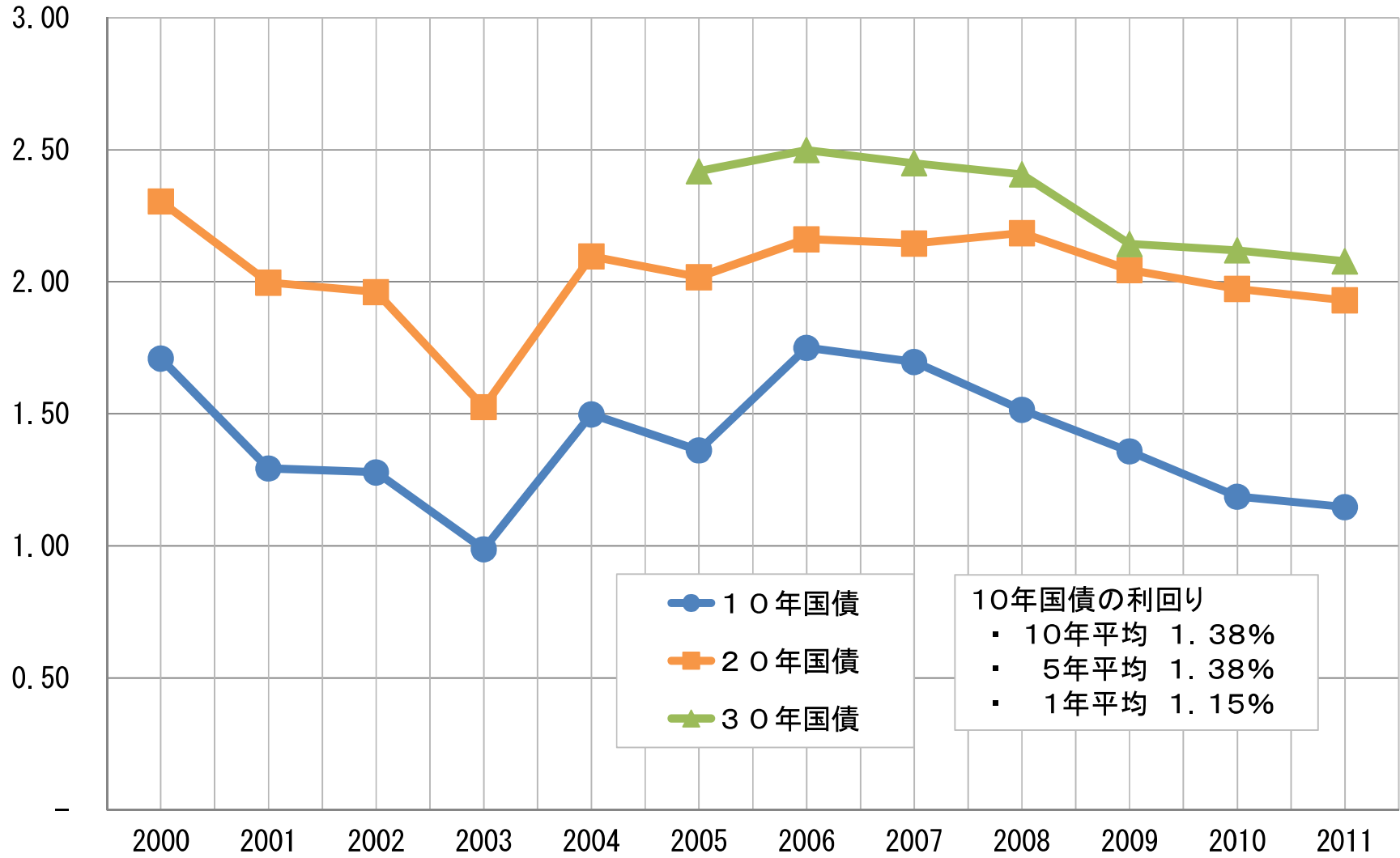
○ 終身年金とする場合、毎年の年金額を改定する際に、指標の変動と同様に、死亡率の変化も織り込むことで、寿命の伸びに係る積立不足要因を抑制。

（※2）確定給付企業年金制度では、予定死亡率の変化による年金額の改定を認める規定は置かれていない。追加拠出の可能性の抑制が強く求められる公務員の年金では、寿命の伸びを反映した年金額の調整も検討。

(参考 1)

(%)

### 国債応募者利回り（年平均）の推移



(参考2) 財政再計算等に関する条文(確定給付企業年金)

【確定給付企業年金法】

(掛金の額の基準)

第五十七条 掛金の額は、給付に要する費用の額の予想額及び予定運用収入の額に照らし、厚生労働省令で定めるところにより、将来にわたって財政の均衡を保つことができるように計算されるものでなければならない。

(財政再計算)

第五十八条 事業主等は、少なくとも五年ごとに前条の基準に従って掛金の額を再計算しなければならない。

2 事業主等は、前項の規定にかかわらず、加入者の数が著しく変動した場合その他の厚生労働省令で定める場合は、前条の基準に従って、速やかに、掛金の額を再計算しなければならない。

(積立金の積立て)

第五十九条 事業主等は、毎事業年度の末日において、給付に充てるべき積立金(以下「積立金」という。)を積み立てなければならない。

(積立金の額)

第六十条 積立金の額は、加入者及び加入者であった者(以下「加入者等」という。)に係る次項に規定する責任準備金の額及び第三項に規定する最低積立基準額を下回らない額でなければならない。

2・3 (略)

(決算における責任準備金の額等の計算)

第六十一条 事業主等は、毎事業年度の決算において、積立金の額が前条第二項に規定する責任準備金の額(以下「責任準備金の額」という。)及び同条第三項に規定する最低積立基準額(以下「最低積立基準額」という。)を上回っているかどうかを計算しなければならない。

【確定給付企業年金法施行規則】

(次回の財政再計算までに発生する積立不足の予想額)

第四十四条 前条の規定に基づき掛金の額を計算する場合において、次に掲げる事情によって、次回の財政再計算までの間に積立金の額が法第六十条第二項に規定する責任準備金の額(以下「責任準備金の額」という。)又は同条第三項に規定する最低積立基準額(以下「最低積立基準額」という。)を下回ることが予想される場合にあつては、当該下回ることが予想される額のうちいずれか大きい額の現価を前条の規定に基づき計算した給付に要する費用の予想額の現価に加算することができる。

- 一 積立金の運用利回りの予測が前条第二項第一号の予定利率よりも低いこと。
- 二 加入者の数が一時的に著しく変動することが見込まれること。
- 三 加入者の給与の額その他これに類するものが一時的に著しく変動することが見込まれること。

(参考3) 給付設計に関する条文(確定給付企業年金)

【確定給付企業年金法施行令】

(給付の額の算定方法)

第二十四条 法第三十二条第二項 の政令で定める方法は、次の各号のいずれかに該当する方法とする。

- 一・二 (略)
- 三 加入者であった期間のうち規約で定める期間ごとの各期間につき、定額又は給与の額その他これに類するものに一定の割合を乗ずる方法により算定したものの再評価を行い、その累計額を規約で定める数値で除する方法
- 四 (略)
- 2 (略)
- 3 年金として支給する給付の額は、当該給付が支給される間において、規約で定めるところにより当該給付の額を改定するものとするができる。
- 4 第一項第三号の再評価及び前項の額の改定は、厚生労働省令で定めるところにより、定率又は国債の利回りその他の厚生労働省令で定めるものに基づくものでなければならない。

【確定給付企業年金法施行規則】

(規約で定める数値の算定方法)

第二十六条 (略)

- 2 令第二十四条第一項第三号 の規約で定める数値は、支給する給付ごとの給付額算定基礎に応じて定めるものとする。
- 3 前二項の数値の算定の基礎となる予定利率及び予定死亡率は、次のとおりとする。
  - 一 予定利率は、前回の財政計算の計算基準日以降の日における下限予定利率のうち、最も低い下限予定利率を下回らないものであること。
  - 二 予定死亡率は、前回の財政計算において用いた予定死亡率とすること。

(給付の額の再評価等の方法)

第二十八条 令第二十四条第一項第三号 の再評価は、規約で定める期間ごとに、次条第一項各号に掲げるもの(以下「指標」という。)を用いて行うものとする。

- 2 令第二十四条第三項 の額の改定は、次のいずれかの方法により行うものとする。
  - 一 給付の支給を開始して一定の期間が経過したとき又は一定の年齢に達したときに、次のいずれかの方法により改定する方法
    - イ 定率を乗じる方法
    - ロ 令第二十四条第一項 各号のいずれかの方法(当該給付の額を算定した方法を除く。)
  - 二 規約で定める期間ごとに、次のいずれかの加算を行うことにより改定する方法
    - イ 前の期間の給付の額に、当該前の期間の給付の額に指標を乗じて得た額を加算すること。
    - ロ あらかじめ定めた給付の額に、規約で定める期間、指標を第二十六条第三項第一号の予定利率とみなして算定するとした場合における給付の額があらかじめ定めた給付の額を上回る額その他これに類する額を加算すること(当該指標が第二十六条第三項第一号の予定利率を上回る場合に限る。)
  - 三 給付の支給を開始した後に加入者期間の全部又は一部により給付の額を改定する方法

(給付の額の再評価等に用いる率)

第二十九条 令第二十四条第四項 に規定する厚生労働省令で定めるものは、次のとおりとする。

- 一 定率
  - 二 国債の利回りその他の客観的な指標であって、合理的に予測することが可能なもの
  - 三 前二号に掲げる率を組み合わせたもの
  - 四 前二号に掲げる率にその上限又は下限を定めたもの
- 2 前項各号の率は、零を下回らないものであることとする。